

[I 調査の概要]

1 調査の目的

商業活動の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）に基づき実施される指定統計調査である。（指定統計第 23 号）

3 調査の範囲

日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）に掲げる「大分類 J—卸売・小売業」に属する事業所を対象とする。

調査は、公営、民営の事業所を対象としている。例えば、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）も調査対象とする。

また、有料の公園、遊園地テーマパーク内、駅の改札内（※）、有料道路内にある別経営の事業所（※）についても調査対象とする。ただし、劇場内、運動競技場内など、料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は調査の対象としない。

（※）については、平成 19 年より調査を開始した。

4 調査の方法等

・調査員調査

申告者（事業所）が自ら調査票に記入する方式（自計方式）による調査員調査方式

・本社等一括調査

商業企業の本社・本店等の傘下の事業所の調査票を企業が事業所ごとに一括して作成し、経済産業省又は都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式

5 調査事項

- | | |
|--------------------------------|-----------------------|
| (1) 事業所の名称及び電話番号 | (11) セルフサービス方式採用の有無 |
| (2) 事業所の所在地 | (12) 売場面積 |
| (3) 経営組織及び資本金額又は出資金額 | (13) 営業時間等 |
| (4) 本店・支店の別及び本店の所在地・電話番号 | (14) 来客用駐車場の有無及び収容台数 |
| (5) 事業所の開設時期 | (15) チェーン組織への加盟の有無 |
| (6) 従業者数等 | (16) 年間商品仕入額の仕入先別割合 |
| (7) 年間商品販売額等 | (17) 年間商品販売額のうち卸売販売額の |
| (8) 年間商品販売額の販売方法別割合 | 販売先別割合 |
| (9) 商品手持額 | (18) 企業の事業所数等 |
| (10) 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合 | |

6 調査期日

平成19年6月1日

7 用語の説明

(1) 事業所

主として有体的商品の売買業務を行っている事業所をいう。すなわち、一定の場所で商品の卸売、商品売買の代理、仲立又は小売業務を行っている事業所。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

ア 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所。

イ 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所。

ウ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテル等の設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建築材料（木材、セメント、板ガラス、かわら等）など）を販売する事業所。

エ 製造業の事業所が別の場所に経営している自社製品の卸売事業所（主として統括的管理的事務を行っている事業所を除く）。

オ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とはせず、卸売業とする）。

カ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

ア 個人用（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費のために商品を販売する事業所。

イ 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所。

ウ 商品を小売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とはせず、小売業とする）。

エ 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）。

オ ガソリンスタンド。

カ 主として無店舗販売を行う事業所（訪問販売、通信・カタログ販売等）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所。

キ 別経営の事業所（官公庁、会社、工場、団体、遊園地等の中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する）。

(4) 従業者

平成 19 年 6 月 1 日現在で、その事業所の業務に従事している者をいい、個人業主及び無給家族従業者、有給役員、常用雇用者（嘱託、パートタイマー、アルバイト等で平成 19 年 4 月、5 月にそれぞれ 18 日以上雇用され、6 月 1 日現在も雇用されている人を含む）をいう。

(5) 年間商品販売額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の商品販売額（消費税額を含む）をいう。

(6) その他の収入額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

(7) 商品手持額

平成 19 年 3 月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）。

(8) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、②店に備えつけられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、③売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいう。商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の 50%以上で行っている事業所をいう。

(9) 売場面積（小売業のみ）

平成 19 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。（牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンス

タンド、新聞小売業の事業所は除く。）

(10) 営業時間（小売業のみ）

平成 19 年 6 月 1 日現在で、事業所の 1 日当たりの営業時間をいう。（牛乳小売業、新聞小売業の事業所を除く。）

(11) 商品販売形態（小売業のみ）

①店頭販売…店頭で商品を販売した場合をいう。なお、定期的に家庭を訪問又は注文を受けて配達販売するご用聞き及び一定地区を巡回するような移動販売も含む。

- ②訪問販売…訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。
- ③通信・カタログ販売…カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、インターネット、銀行振込などの通信手段による購入の申込を受けて商品を販売した場合をいう。
- ④自動販売機による販売…商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。
- ⑤その他……ピザの宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞、牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

(12) 来客用駐車場（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。（ガソリンスタンドは除く。）

- ①専用駐車場…自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいう。
- ②共用駐車場…他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明白になっていない来客用の駐車場をいう。
- ③収容台数…専用駐車場で満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。

8 産業分類の格付け方法

(1) 一般的な産業分類の格付け

複数の商品を販売している事業所の産業分類は、原則として次の方法により決定する。

①卸売業・小売業の決定

まず、年間商品販売額のうち、卸売業、小売業それぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業か小売業かを決定する。

②産業中分類の決定

次に、卸売業か小売業のいずれかが決定された後、販売額の商品分類番号の上位2桁で最も多いものによって中分類業種を決定する。

③産業小分類の決定

その中分類に属する商品のうち、商品分類番号の上位3桁で最も多いものによって小分類業種を決定する。

④産業細分類の決定

さらに小分類に属する商品のうち商品分類番号の上位4桁で最も多いものによって細分類業種を決定する。

(2) 例外的な産業分類の格付け（小売業のみ掲載）

①「百貨店・総合スーパー」

衣（中分類 56）、食（同 57）、住（同 58, 59, 60）にわたる商品を小売して
いて、そのいずれも小売販売額の 10%以上 70%未満の事業所で、従業者が 50 人
以上の事業所。

②「その他の各種商品小売業」

衣（中分類 56）、食（同 57）、住（同 58, 59, 60）にわたる商品を小売して
いて、そのいずれも小売販売額の 50%に満たない事業所で、従業者が常時 50 人
未満の事業所。

③「各種食料品小売業」

「飲食料品小売業」の小分類 572 から 579 までのうち、3 つ以上の小分類に該
当する商品を小売し、そのいずれも飲食料品小売販売額の 50%に満たない事業
所。

④「コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

「飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し
ていて、売場面積が 30 m²以上 250 m²未満で、営業時間が 14 時間以上の事業所。

⑤「たばこ・喫煙具専門小売業」

販売額に占めるたばこ、喫煙具の販売額が 90%以上ある事業所。ただし、90%
に満たないときは、たばこ・喫煙具以外の商品の販売額によって格付けする。

(3) 販売額が同額の場合の格付け

①卸売販売額、小売販売額が同額の場合は、卸売業に格付けする。

②卸売販売額、小売販売額とも商品分類番号の上位 2 桁、同 3 桁、同 4 桁が同額の
場合は若い方の分類番号に格付けする。

9 利用上の注意

(1) この数値は、市の独自集計のため経済産業省が公表するものと相違することがある。

(2) 数値は、四捨五入による端数を調整していないので、内訳と計が一致しない場合が
ある。

(3) 統計表中の符号の用法は次のとおりである。

「－」…該当なし

「0」…単位未満（四捨五入後）

「△」…マイナス

「X」…事業所数が 1 又は 2 に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告
者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所。事業所数が 3 以上に關
する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に
秘匿している。